

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

4月1日で消費税導入から22年、33年目に減税・廃止へ

3. 13統一行動申告お疲れ様でした 健康診断を受けよう

- * 受診日 4・5月の月～土曜日です。
- * 受付「すさき診療所」に直接電話で受付。
医療機関 医療生協すさき診療所
電話番号 0889-40-0566
- * 費用・共済会員は特定検診とセット検診で無料
市町村国保に加入の方(40歳以上)で、共済会員が、成人病検診を特定検診とセットで検診した場合、補助がありますので、本人負担は、無料となり、お得です。
・医療生協組合員 7000円
・組合員以外 9000円
- * 成人健診以外の検診(追加費用が必要)
・前立腺ガン検診・骨検診・動脈硬化検診等々。
詳しくは須崎民商共済会事務局まで。



そうだね!
持続化給付金等々、給付を受けなかつた方が多数、残念がついて。受付も延長されたし、活用することだね。
民商に相談すればいいよ。

気軽に給付金等を受けて コロナ危機から営業を守ることにね

◎県の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」制度を活用しましょう。
◎国の「緊急事態宣言影響緩和に係る一時支援金」
くわしくは、裏面に載っていますよ。

- ▼確定申告できていない方早めに
集団申告は12日に終了いたしました。4月9日に税務署に、まとめて申告いたします。事務所までにお届けください。
- ▼確定申告できる
4月からの制度変更
- ▼社会保険
公的年金の支給額の0.1%引下げ
- ▼65才以上の介護保険料が各地で値上げ
- ▼買い物
消費税の「総額表示」を義務化
- ▼消費税の「総額表示」を義務化
- ▼大手飲食店での値上げの動き
- ▼コンビニATMの手数料値上げの動き
- ▼働き方
非正規雇用の「格差是正」の適用範囲拡大
- ▼労災保険の対象拡大



清流 四万十川最上流の沈下橋
2021年3月27日撮影(中土佐大野見大股)

デジタル改革関連法案が国会で審議されている。行政機関個人情報保護法やマイナンバー法の制定に関わった立場からは、行政が保有する個人のデジタル情報を政府が独占する恐れのある「デジタル監視法案」と呼ばれる(を得ない、プライバシー保護のための抜本修正しない限り、廃案にすべきだと考える。

第一に、法の目的を示す条文で、国民の知る権利と政府の説明責任を定めた情報公開法との関係が不明確である。

「プライバシー」や個人情報の保護についても記載されていない。憲法13条の幸福追求権に含まれる「自己情報コントロール権」の保障を明記すべきだ。

第二に、デジタル庁設置法案では、政府や地方自治体によるデータの分散管理を改編し、デジタル情報をデジタル庁が集中管理するという。同庁は内閣に設置され、首相が長を務める異例の行政機関となる。首相の下にデジタル大臣も置かれ、全行政機関に動行権限を持つ。憲法や国家行政組織法の定める官庁の職務分担管理原則を超えて、デジタル庁がデジタル情報を独占する。

権力が欲する個人情報には、首相と内閣情報調査室に集められる可能性がある。集中管理ゆえに、情報が漏えい

論レビュー 随時掲載

お知らせ

- * 戦争法廃止19日行動 4月19日(月)午後5時
- * 映画「時の行路」(前売り券あり)
- 4月10日(土)高知県立美術館ホール

デジタル法案 プライバシー保護 不十分

その影響は計り知れない。他方、首相が統括するデジタル情報は、情報公開法に基づく公開請求に対しても、特定秘密保護法による秘密指定をすれば公開されないことになる。

第三に、関係法の整備に関する法案は、広い領域にわたる多数の法律を束ねる。個人情報関係3法を一本の法律に統合して、自治体の個人情報保護制度に共通ルールを強制し、マイナンバーカードの発行・運営体制を抜本的に強化する。だが、この統合だけでは個人情報の収集・管理・利用のプライバシー保護は不十分である。

整備法案は、行政機関個人情報保護法に基づき本人が情報開示を請求できる対象を容易に照合できるものに限定しており、情報隠しが可能だ。行政機関は「相当の理由」などがあれば、保有する個人情報を利用できる。その規定を維持して、センシティブ(機微)な個人情報のみだりに集積されかねない。

また、個人情報保護委員会が行政機関による乱用事例を

「チェック」するための改正案文も、指導、助言および勧告にとどまり、命令権限を規定していない。民間部門に対しては帳簿書類その他の立ち入り検査が可能であり、同じ規定にすべきだ。ドイツのデータ保護監督官の警察に対する立ち入り検査が参考になる。

米政府による個人情報収集を告発したエドワード・スノー(元米中央情報局(CIA)職員)が教えてくれたが、個人情報に首相やその直轄下にある内閣情報調査室に集積されて、本人の知らないうちに、人物像を分析され監視されるのではないかと危険もある。

既に憲法は捜査照会手続などで、本人の同意なく個人情報を利用している。指紋、DNA、顔認証などのデータベースが公共の安全を秩序維持のために構築、管理されている。

デジタル監視法案には、特定秘密保護法に対する国会の情報監視審査会のようなチェック機関が少なくとも必要である。



みよけ、ひら、1953年福井県小浜市生まれ、東京大卒、京都大博士(法学)、第一東京弁護士会所属。総務省の行政機関個人情報保護法制研究会委員などを歴任。著書に「知る権利と情報公開の憲法政策論」など。

弁護士 三宅弘

新報知